

千葉市社会福祉法人等監査指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人等の監査に関する重要事項について調査審議するため、千葉市社会福祉法人等監査指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 監査の実施方針及び重点事項の策定に関すること。
- (2) 不正又は不祥事案に対する処理の方針に関すること。
- (3) その他監査の実施に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 保健福祉局長
- (2) こども未来局長
- (3) 保健福祉局次長
- (4) 健康福祉部長
- (5) 高齢障害部長
- (6) こども未来部長
- (7) 幼児教育・保育部長
- (8) 保健福祉総務課長
- (9) 保護課長
- (10) 保護課不正受給対策室長
- (11) 地域福祉課長
- (12) 介護保険事業課長
- (13) 障害者自立支援課長
- (14) 障害福祉サービス課長
- (15) 精神保健福祉課長
- (16) こども家庭支援課長
- (17) 幼保支援課長
- (18) 幼保運営課長
- (19) 幼保指導課長

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、保健福祉局長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、こども未来局長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員又は関係社会福祉法人

等の役職員を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課監査指導室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 千葉県社会福祉施設指導監督委員会設置要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。